

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：有限会社エル・ワイ・ケイ（法人番号 4350002008952）

業者の住所：宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7 0 9 7 - 2
- 2 指名停止措置期間：令和 6 年 1 2 月 2 5 日から令和 7 年 4 月 2 4 日まで（4 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：有限会社エル・ワイ・ケイは、当支局発注の「新田原飛行場周辺地区（6）剪定等工事（その 1）」及び「新田原飛行場周辺地区（6）剪定等工事（その 2）」において、落札決定後に契約を辞退し、国の業務執行を停滞させた。
- 5 指名停止措置理由：上記については、信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 領	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内